

「一般社団法人日本うつ病リワーク協会」ロゴマーク使用規程

一般社団法人日本うつ病リワーク協会

平成30年8月1日策定

令和3年10月29日改訂

（目的）

第1条 この規程は、「一般社団法人日本うつ病リワーク協会」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を当協会の会員以外が使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程においてロゴマークの仕様は、別表に掲げる図柄をいう。

（ロゴマークに関する権限）

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、一般社団法人日本うつ病リワーク協会に属する。

（使用目的）

第4条 ロゴマークは次に掲げる目的に限り使用することができる。

- （1） 一般社団法人日本うつ病リワーク協会の普及・PRに寄与する場合
- （2） その他、一般社団法人日本うつ病リワーク協会理事長（以下「理事長」という。）が認める場合

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- （1） 一般社団法人日本うつ病リワーク協会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （2） 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （3） 第三者の利益を害すると認められる場合
- （4） 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- （5） ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （6） ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- （7） ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用が適切でないと認められる場合
- （8） その他、その使用が著しく不適切と理事長が認める場合

（使用の停止等）

第5条 理事長は、第4条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止と使用物件等の回収等を指示することができる。

(使用の申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、ロゴマーク使用申請書（別紙様式第10号）に次の書類を添えて理事長に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。

(1) 使用状況がわかる完成見本等（見本が添付出来ない場合は写真や印刷原稿等）

(使用の許諾)

第7条 理事長は前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、第4条に定める目的に沿うと認める時は、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をするものとする。この場合において、理事長が認める場合にはロゴマークの使用法その他について、条件を付すことが出来る。

2 理事長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（別紙様式第11号）を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（別紙様式第12号）を申請者へ送付するものとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(経費等の負担)

第9条 一般社団法人日本うつ病リワーク協会は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 一般社団法人日本うつ病リワーク協会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、一般社団法人日本うつ病リワーク協会事務局が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年10月29日から施行する。

(別表)

